

重症心身障害児者等支援体制検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重症心身障害児者等支援体制検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方が増加している中、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら安心した生活を送るための資源を確保する必要がある。

そのため、重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方の地域生活を支えるために必要な支援体制を検討するにあたり、専門的、地域的視点及び利用者等の視点から意見を徴するため、検討会を設置する。

(意見を求める事項)

第3条 県は検討会から、民間法人が重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする方の地域生活を支えるためのグループホーム等の住まいの場の設置・運営に必要な環境、職員体制等必要な支援について意見を徴する。

(設置期間)

第4条 検討会の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 検討会の委員は、次の学識経験者等から構成する。

- (1) 藤沢市肢体不自由児者父母の会
- (2) 学識経験者
- (3) 湘南東部圏域ナビゲーションセンター
- (4) グループホーム運営関係者
- (5) 湘南東部圏域市町村

2 委員の選任期間は、検討会設置の日から令和7年3月31日までとする。

(座長)

第6条 検討会に座長を置く。

2 座長は委員の互選により選任する。

(会議の運営)

第7条 検討会は、座長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 座長が必要と認めるときは、委員以外の有識者に出席させ、意見を徴することができる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、障害サービス課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項に関しては、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。